

令和4(2022)年9月1日  
所 長 裁 定

国際日本文化研究センターにおける  
国外招へいにかかる旅費支給に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が日本国外から招へいする者（以下「被招へい者」という。）にかかる旅費支給について必要な事項を定める。

(目的)

第2 この申合せは、センターの用務終了後を条件に、私事の旅行により日本文化に直接触れて調査、研究等を行うための機会を被招へい者に与えることで、日本国外で活躍する研究者等に対する国際研究協力・支援の一助とするとともに、センターにおける日本国外からの研究者招へい事業の活性化に資することを目的とする。

(対象者)

第3 対象者は、被招へい者に限る。

(旅費支給の範囲)

第4 被招へい者から、センターの用務終了後日本出国までの期間中に、私事による日本国内滞在の申し出があれば、所長の判断により許可した場合に限りこれを認め、センターの用務終了後直ちに帰国する場合の旅費支給額を限度に、センターの用務終了後の日本国外への帰国のための旅費として航空賃、船賃、食卓料及び旅行雑費を支給することができる。ただし、センターの用務終了後の滞在期間中の日当および宿泊料については支給しない。

(用務終了後の不測の事態等)

第5 第4項によりセンターの用務終了後の旅費支給を認められた被招へい者については、センターの用務終了日の翌日以降に、疾病、事故等により生ずるあらゆる損害および必要となった手続き等について、センターは一切責任を負わない。

(その他)

第6 この申合せに定めるもののほか、日本国外から招へいする者にかかる旅費支給について必要な事項は所長が別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、令和4(2022)年9月1日から適用する。
- 2 国際日本文化研究センター外部評価委員会委員にかかる旅費支給の特例に関する申合せ(令和元(2019)年10月25日所長裁定)は、本申合せの制定を以って廃止する。